

福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(平成19年4月1日規則第15号)

最終改正：平成29年8月7日条例第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合が取り扱う個人情報の保護等について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第5条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、様式第1号のとおりとする。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を取り扱う事務に係る登録簿は、様式第2号とする。

(個人情報取扱事務の登録事項)

第3条 条例第5条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 個人情報取扱事務の登録の区分

(2) 個人情報取扱事務の処理の概要

(自己情報開示請求書)

第4条 条例第18条第1項の開示請求書は、自己情報開示請求書（様式第3号）とする。

(本人等の証明に必要な書類)

第5条 条例第18条第2項（条例第21条第4項、第25条第3項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 本人が請求をする場合は、アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提示することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか二

ア 個人番号カード、運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳その他の国若しくは地方公共団体の機関（以下「官公庁」という。）が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した写真の貼り付けられた身分証明書

イ 健康保険等の被保険者証、年金手帳、国民年金等の年金証書、在学証明書その他の本人であることを確認するために実施機関が適当と認める書類

(2) 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本、後見開始の審判に係る家事審判書謄本その他の当該法

定代理人の資格を確認するために実施機関が適当と認める書類のいずれか一

(3) 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年／内閣府／総務省／令第3号）第1条第1項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために実施機関が適当と認める書類

（自己情報開示決定通知書等）

第6条 条例第19条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の全部を開示する旨の決定 自己情報開示決定通知書（様式第4号）

(2) 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定 自己情報一部開示決定通知書（様式第5号）

(3) 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 自己情報不開示決定通知書（様式第6号）

（自己情報開示決定等期間延長通知書）

第7条 条例第19条第4項の規定による通知は、自己情報開示決定等期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（自己情報開示決定等期間特例適用通知書）

第8条 条例第19条第5項の規定による通知は、自己情報開示決定等期間特例適用通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第9条 条例第19条第6項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る保有個人情報に含まれているその第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第19条第6項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 条例第19条第7項（条例第36条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る通知書（様式第10号）により行うものとする。

（自己情報開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第20条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求事案移送通知書（様式第11号）により行うものとする。

（開示の実施）

第11条 実施機関は、条例第21条第2項又は第3項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがある

るときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 条例第21条第2項又は第3項の規定による写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第12条 条例第21条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(費用負担)

第13条 条例第22条第1項の規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第22条第2項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

3 条例第22条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(自己情報訂正請求書)

第14条 条例第25条第1項の訂正請求書は、自己情報訂正請求書（様式第12号）とする。

(自己情報訂正決定通知書等)

第15条 条例第26条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 自己情報訂正決定通知書（様式第13号）

(2) 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 自己情報一部訂正決定通知書（様式第14号）

(3) 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定 自己情報不訂正決定通知書（様式第15号）

(自己情報訂正決定等期間延長通知書)

第16条 条例第26条第5項の規定による通知は、自己情報訂正決定等期間延長通知書（様式第16号）により行うものとする。

(自己情報訂正決定等期間特例適用通知書)

第17条 条例第26条第6項の規定による通知は、自己情報訂正決定等期間特例適用通知書（様式第17号）により行うものとする。

(自己情報訂正請求事案移送通知書)

第18条 条例第27条第1項の規定による通知は、自己情報訂正請求事案移送通知書（様式第18号）により行うものとする。

(保有個人情報の訂正に係る通知書)

第19条 条例第28条の規定による通知は、保有個人情報の訂正に係る通知書（様

式第19号)により行うものとする。

(自己情報利用停止請求書)

第20条 条例第31条第1項の利用停止請求書は、自己情報利用停止請求書(様式第20号)とする。

(自己情報利用停止等決定通知書等)

第21条 条例第32条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 条例第32条第1項の規定による保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定
自己情報利用停止決定通知書(様式第21号)

(2) 条例第32条第1項の規定による保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定
自己情報一部利用停止決定通知書(様式第22号)

(3) 条例第32条第1項の規定による保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定
自己情報利用不停止決定通知書(様式第23号)

(自己情報利用停止決定等期間延長通知書)

第22条 条例第32条第5項において準用する条例第26条第5項の規定による通知は、自己情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第24号)とする。

(自己情報利用停止決定等期間特例適用通知書)

第23条 条例第32条第5項の規定において準用する条例第26条第6項の規定による通知は、自己情報利用停止決定等期間特例適用通知書(様式第25号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第24条 条例第35条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(第26号様式)によるものとする。

(運用状況の公表)

第25条 条例第46条の規定による運用状況の公表は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る件数及び決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項を福島県自治会館前の掲示場に掲示することにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第5号)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)様式第3号による個人情報開示請求書、改正前の規則様式第10号による個人情報訂正請求書及び改正前の規則様式第15号による個人情報利用停止等請求書は、それぞれ改正後の福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)様式第3号による個人情報開示請求書、改正後の規則様式第10号による個人情報訂正請求書及び改正後の規則様式第15号による個人情報利用停止等請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙

は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月18日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月7日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第3号による個人情報開示請求書、改正前の規則様式第10号による個人情報訂正請求書及び改正前の規則様式第15号による個人情報利用停止等請求書は、それぞれ改正後の福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第3号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第12号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第20号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第13条関係）

区分	金額
1 複写機による写しの交付 ア 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。） イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円 1枚につき30円
2 1以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
3 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 1の項ア又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第13条関係）

区分	金額
1 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき30円
3 1若しくは2以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写の作成に要する費用
4 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

(その2)

ファイルの名称				
ファイルの記録されている対象者の類型		・ ・ ・		
個人情報 の 記 録 項 目	基本記事項	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 家庭の状況
	社会生活	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> その他 ()
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引情報	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
	要配慮個人 情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 (収集する理由:)		
	その他	<input type="checkbox"/> 意見 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 相談	<input type="checkbox"/> 要望
ファイルの保有所				
ファイルの形態	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 文書・図画			
ファイルの処理状況	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む [システム名] (オンライン結合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ※本人以外収集の根拠 (第6条第2項第 号該当)			
	<input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
保有個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 利用目的内 <input type="checkbox"/> 利用目的外) 実施機関内利用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※目的外提供の根拠 (<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 第7条第2項第 号該当)			
	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(その2)

ファイルの名称				
ファイルの記録されている対象者の類型		・ ・ ・		
特定個人情報の記録項目	基本記事項	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 家庭の状況
	社会生活	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> その他 ()
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 取引情報	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> その他 ()
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 (収集する理由:)		
	その他	<input type="checkbox"/> 意見 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 相談	<input type="checkbox"/> 要望
ファイルの保有所				
ファイルの形態	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 文書・図画			
ファイルの処理状況	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む [システム名] (オンライン結合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
特定個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ※本人以外収集の根拠 (第6条第2項第 号該当)			
	<input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
保有特定個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 利用目的内 <input type="checkbox"/> 利用目的外) 実施機関内利用 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※目的外提供の根拠 (<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 第7条第2項第 号該当)			
	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			

様式第3号（第4条関係）

自己情報開示請求書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

開示請求者 住所又は主たる事務所（郵便番号）の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先（電話番号）

福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり自己に関する保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	(知りたいと思う情報の内容を具体的に記入してください。)
開示の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（(1) 窓口での交付 (2) 郵便等による交付）
本人の状況等（保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等）	1 本人の状況 (1) 未成年者 (年 月 日生) (2) 成年被後見人 (3) 委任者 (年 月 日生) 2 本人の氏名 3 本人の住所（郵便番号） 4 本人の連絡先（電話番号）
※本人等確認	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他（ ）
※保有個人情報の件名	
※担当	

注

- 「開示の方法」欄は、希望する方法の番号を○印で囲んでください。
- 「本人の状況等」欄は、法定代理人又は本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）が請求する場合に、本人について該当する状況の番号を○印で囲むとともに、所要事項を記入してください。
- 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。
- 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等を提出し、又は提示してください。
- ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第4号（第6条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付で請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担 当	電話番号（ ） -
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注1 開示の際は、この通知書を提示してください。

2 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

3 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

様式第5号（第6条関係）

自己情報一部開示決定通知書

第 年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付で請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
開示しない部分	
開示しない根拠規定及びその理由	
担当	電話番号（ ） -
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 注1 開示の際は、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際は、請求者本人（開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 - 3 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

様式第6号（第6条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり開示しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
開示しない根拠規定及びその理由	
担 当	電話番号（ ） —

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第7号（第7条関係）

自己情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当	電話番号（ ） -

様式第8号（第8条関係）

自己情報開示決定等期間特例適用通知書

第 号

年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった個人に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第5項を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担 当	電話番号（ ） ー

様式第9号（第9条関係）

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



に関する情報を含む保有個人情報記録された公文書について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づく開示の請求がありました。

については、同条例第19条第6項の規定により、当該保有個人情報の開示決定等について意見書を提出することができることとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報記録された 公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
担 当	電話番号（ ） ー
備 考	

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



に関する情報を含む保有個人情報が記録された公文書について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので、同条例第19条第7項（第36条）の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報が記録された公文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定をした理由	
開示される に関する 情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	電話番号（ ） -

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

自己情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
移送をした実施機関の担当	電話番号 () -
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の担当	電話番号 () -
移送をした理由	

備考

- 1 この開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当にお問い合わせください。

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

自己情報訂正請求書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

開示請求者 住所又は主たる事務所（郵便番号）の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先（電話番号）

福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり自己に関する保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容	
訂正を求める内容	
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
本人の状況等（保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等）	1 本人の状況 (1) 未成年者 (年 月 日生) (2) 成年被後見人 (3) 委任者 (年 月 日生) 2 本人の氏名 3 本人の住所 (郵便番号) 4 本人の連絡先 (電話番号)
※本人等確認	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他 ()
※担当	

注

- 「本人の状況等」欄は、法定代理人又は本人の委任による代理人（保有個人情報に係る請求をする場合に限る。）が請求する場合に、本人について該当する状況の番号を○印で 囲むとともに、所要事項を記入してください。
- 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。
- 本人の委任による代理人が本人に代わって保有個人情報に係る請求をする場合は、2 及び 3 にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第 1 条第 1 項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前 3 月以内に作成されたものに限る。）等のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

様式第13号 (第15条関係)

自己情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定により次のとおり訂正することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担 当	電話番号 () -

様式第14号 (第15条関係)

自己情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付で請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を訂正することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	
訂正しない部分	
上記部分を訂正しない理由	
担 当	電話番号 () -
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

自己情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付で請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定により次のとおり訂正しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
担 当	電話番号 () -
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第 16 号 (第 16 条関係)

自己情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 26 条第 5 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 26 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当	電話番号 () -

様式第17号（第17条関係）

自己情報訂正決定等期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第6項を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当	電話番号（ ） -

様式第18号 (第18条関係)

自己情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の訂正について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
移送をした実施機関の担当	電話番号 () -
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の担当	電話番号 () -
移送をした理由	

備考

- 1 この訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当にお問い合わせください。

様式第19号 (第19条関係)

自己情報の訂正に係る通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条の規定により次のとおり保有個人情報を訂正したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求の年月日	年 月 日
訂正決定をした理由	
訂 正 し た 保有個人情報の内容	
担 当	電話番号 () -

様式第20号 (第20条関係)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

開示請求者 住所又は主たる (郵便番号)
事務所の所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

連 絡 先 (電話番号)

福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条第1項(第2項)の規定により、次のとおり自己に関する保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨	違反していると認める福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「条例」という。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定	求める措置
	条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 条例第7条第1項・第7条第2項 条例第8条第1項・第8条第2項 条例第11条第3項・第11条第4項 番号法第20条 番号法第29条	利用の停止 消去
	条例第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項 条例第10条	提供の停止
利用停止請求の理由		
利用停止関係に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
本人の状況等(保有特定個人情報に係るものについては、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (年 月 日生) (2) 成年被後見人 (3) 委任者 (年 月 日生) 2 本人の氏名 3 本人の住所(郵便番号) 4 本人の連絡先 (電話番号)	
※本人等確認	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他 ()	
※担当		

注

- 1 「利用停止請求の趣旨」欄は、該当する規定と求める措置を○印で囲んでください。
- 2 「本人の状況等」欄は、法定代理人又は本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）が請求する場合に、本人について該当する状況の番号を○印で囲むとともに、所要事項を記入してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本等）を提出し、又は提示してください。
- 5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。
- 6 ※の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第21号 (第21条関係)

自己情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により次のとおり利用停止することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 自己に関する 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
担 当	電話番号 () —

様式第22号 (第21条関係)

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止しない範囲	
訂正しない部分	
上記範囲を利用停止しない理由	
担 当	電話番号 () -
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第23号（第21条関係）

自己情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により次のとおり利用停止しないことを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
担当	電話番号（ ） —
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第 2 4 号 (第 2 2 条関係)

自己情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 2 条第 5 項の規定において準用する同条例第 2 6 条第 5 項の規定より、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 2 条第 5 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当	電話番号 () -

様式第 25 号（第 23 条関係）

自己情報利用停止決定等期間特例適用通知書

第 号

年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付で請求のあった自己に関する保有個人情報の利用停止について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 32 条第 5 項の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る自己に関する保有個人情報の内容	
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 32 条第 6 項を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当	電話番号 () -

様式第26号（第24条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けの開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）に対する審査請求について、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条の規定により福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第35条の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の 内 容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当	電話番号（ ） -
備 考	